

麻しん発生時の対応について

(加納委員) それでは、私のほうから大きく2つ、その他で御質問させていただきます。時間の問題があるので、簡潔にということだと思いますので。

1つは、さきの委員会で麻しん、いわゆるはしかの問題で御質問させていただきました。結論的には、もう新聞報道でも幾つか報道されていますけれども、本来、国がはしかを撲滅するということでさまざまな発信をされておきながら、神奈川県も報告事務を怠っていた。課長さん等から、確かに怠っていたと、私自身のほうにも連絡がありました。そして、本市の健康福祉局が教育委員会との連携をしながら、はしか撲滅のための接種率などさまざまなことについて報告をとるということでフォーマットまでつくって、その報告をある時期までとっていたにもかかわらず、ここも怠っていた。これについては前保健所長の大浜さんが同じようにコメントをしている。そして、教育委員会もさきの常任委員会でこの報告義務、報告事務等含めて、明らかなる不備があったと。これについてもさきの田村教育長のほうからおわび、謝罪もいただき、副市長にもその種のおわびをいただいたということです。

その中で、3月24日に養護教諭等の会合を開かせていただき、このはしか撲滅のために県・市教育委員会が連携して、しっかりとこのことについて取り組んで、教育委員会としての対応を幾つか進めてまいりますというお話をいただきましたので、今回、どのような形で徹底し、今後どうしていくのか、そして、そのために機構も含めて何をされたのか、そのことだけ確認させていただければと思います。

(山田教育長) 学校のほうから教育委員会のほうに連絡がおくれたということで、大変申しわけございませんでした。

その後、御指摘をいただいて、教育委員会のほうでも検討し、まず3月16日に学校長あてに麻しんの対応徹底の文書を通知させていただきました。その後、3月24日に全校の養護教諭を対象として、また、4月7日には新任の養護教諭がおりますので、その新任の養護教諭に対しても会議を開いて徹底したところでございます。また、この5月には、それぞれ養護教諭の幹事会で再度確認と徹底をさせていただこうと考えています。

また、5月27日には、校長・副校長を対象の感染症対応をテーマとした研修を実施させていただく予定でございます。さらに、次の全校500校を対象とした校長会で、対応の徹底をさらに説明して万全を期すと考えております。

あわせて、事務局でも書類のフォーマット等の見直しを行い、一部手直ししたところでございます。それは担当の部長のほうから、今御説明させていただきます。

(木村特別支援教育・人権教育担当部長) 具体的な事務改善ですけれども、毎年、児童保健調査票というのをを出していただいております。保護者のほうから学校に提出いただくこの調査票に、今まで接種しているかどうか書いていただくようになっていたのですが、ほかの接種項目と一緒になっていましたので、今回、内容を改め、ましんの項目だけを独立させました。それから、第1期、第2期という区分になっておりましたので、1回目、2回目の接種をしましたかと、専門用語ではなくて、わかりやすい言葉に直させていただきました。

そのほか、各学校がクラスごとの児童・生徒の接種状況を的確に把握できますように、教育委員会でフォーマットを作成し、これに書けば自動的に集計ができるように工夫し、これを各学校に送信し、学校と教育委員会の連絡が密にできるように工夫させていただきました。

(加納委員) 感染症、特にはしかは、いわゆるSARS、新型インフルエンザよりも感染力が高いと、さきの委員会でもお話ししましたが、国を挙げて撲滅しようということで進めているわけですから、どうかしっかりと連携をとっていただいて、最前線のいわゆる学校、そしてさっき4方面の事務所はわかりましたけれども、感染症などの統一的なテーマ、それから急を要するものについて、どれだけ連携をとるか。これは4方面に分かれただけに、この辺の連携を私は非常に危惧しているのです。そういった部分では、しっかりとフォーマットをつくる、連携をどうするか、もっときめ細かに決め、しっかりと進めていただきたいと思います。

それから、きょうは山田副市長がお見えになっていないのですが、さきの常任委員会では山田副市長にも区の福祉保健

センターの対応ができていなかったこと、それから区福祉保健センターと区の連携もできていなかったこと、さらに、区福祉保健センターと健康福祉局、保健所との連携もできていなかったこと、教育委員会とも連携ができておらず、開いてみれば、神奈川県も連携がとれていなかった、みんなとれていなかったと御指摘させていただき、それを担当している山田副市長がしっかりと調べていただいて、できれば私にも報告いただきたいということをさきの常任委員会でお伝えしてあります。議事録でも確認しましたから、どうか山田副市長にもその旨正確に伝えてきちっとした報告をいただきたいということをお願いしておきますけれども、いかがでしょうか。

(山田教育長) 健康福祉局、区の福祉保健センター以外にも子ども青少年局、あるいは消防局も関係あるかもしれませんが、そのあたりの関係の部署との連携を密にして遺漏がないように、特に年度当初で組織も変わって体制も変わってということもございますので、そのあたりをもう一度確認して、私の上司である副市長にも報告し、また、対応等について御連絡しようと考えております。

(加納委員) 5月に多分最終委員会があるかと思えますけれども、どうか副市長にはその旨しっかりとお伝えいただければと思います。

横浜市立中学校の夜間中学について

(加納委員) もう一点、実は夜間中学、いわゆる夜間学級について幾つか確認と御質問をさせていただきたいと思えます。

実は、私どもの手元に夜間中学、夜間学級のイベント開催の件で御案内をいただきました。私は、日程がつかず行けなかったのですけれども、御要望をいただきました。専任教諭の配置をしていただけないか、生徒の受け入れ枠8人を撤廃してくれないか、夜間学級のPRに力を入れていただけないか、生徒全員への教科書の配付をしていただけないか、あと、給食の復活等の御要望をいただきました。

きょうは時間がないので、もうこの委員会までに教育委員会とやりとりを何度かしていますから、わかっているものということで、あえて結論だけ御質問させていただきますので、どうかよろしくをお願いします。

実は、これは文集、いそぎです。これを見ますと、いろいろな人が夜間学級に行っています。今、本市で5校、定員枠40ですね。平成19年度からの資料をいただきましたけれども、「私幼くして父に他界され、小学校2年で中退、母親の苦勞姿に好きな学校に行きたいなど言えなかった。12歳で紡績工場、後に自営業、空襲で学習もできず、独学する知識、方法さえわからなかった。ただ、記憶にあるのは、防空ずきん、三角きんを身につけて登校するぐらいだ。せめて義務教育だけでも、と事あるごとに思った。私は戦争を憎んだ」と、このようなことが文集に書いてありました。63年ぶりに中学校の机に向かったというようなこと、それから72歳の方が、中国福建省から来た6人の生徒と年の差、違和感なく楽しく勉強をしていることなどが文集に書かれているのです。

そこで、私が、きょう指摘したいのは、教科書の配付についてです。横浜市は教科書の無償配付をしていない。夜間学級、夜間中学校は義務教育でありながら、教科書が配付されていない。これは事実でしょうか。

(山田教育長) 中学校の夜間学級につきましては、おっしゃられましたように教科書は無償配付しておりません。

(加納委員) 憲法第26条、それから教育基本法第4条、学校教育法第34条、49条、そして義務教育に関係するもの等々を見ますと、義務教育諸学校の設置者は無償で教科書を給与しなさいと書いてある。にもかかわらず、横浜市は教科書は無償で配付していない。私はその理由も知っていますが、しかし、これは違法ではないのかと思うのです。その辺の確認をしたい。

(山田教育長) 中学校の夜間学級につきましては、少し言いわけにもなりますけれども、戦後の混乱期に仕事をしながら学校に通う生徒・児童がいたということで、設置されているわけでございます。

今の本市の5つの学校の夜間学級にお見えになっている生徒の方は、大半が外国につながる方であり、日本語そのもののレベルにかなりばらつきがあるということで、一律の教科書を配付しても、なかなかそれに基づいた教育ができなかったので、教師が生徒に合った形で資料等をつくっていたということがあり、法律上はいろいろ問題があるかと思いましたが、教科書は配付しておらず、それぞれの発達段階に応じた形で教師がつくっていたという経緯がございます。

(加納委員) よくわかっているのです。でも、義務教育の修了証書をお渡しして卒業させているわけですから、それも全日制の方と同じ卒業証書をお渡しして義務教育課程を修了しているわけです。国は、私ども公明党が頑張らせていただいて教科書無償配付を勝ち取ったのです。細かいことは言わないけれども、法律的にもきちんと配付しなさいとなっているのです。しかし、今の山田教育長のおっしゃっていることは、現場で教師がその生徒のそれぞれ個別の問題として対応してきたことはよくわかりますが、法的根拠からしたら、それは明らかに違法ですよ。

そして、私どもに来ている御意見、御要望からすると、七十幾つにもなるけれども、自分が中学校で学んだ教科書が欲しいと言っているわけです。外国籍の人が大変であるなど、当然いろいろな事情があります。でも、学校に行っている子のほとんどが高校進学か就職をしたい。義務教育課程をとらなかったら進学できない。就職にもいろいろな弊害がある。だから、一生懸命学んでいる。確かに日本語は非常に難しい。でも、中学校の義務教育課程に学んだのだから、その教科書ぐらいいちようだよというわけです。それを毎回言っているのです。きょうは時間がないから言いませんが、鶴見区でも昨年、区を通して要望書を出したけれども、回答は、本市では教科書の無償配付をしていません、対象ではありませんと終わっているのです。全国を調べたら、行政からいただいた資料は川崎も配っていませんと言うけれども、きょう私は確認しました。川崎は教科書を配っていましたよ。だから、本市だけなのです。教科書の無償配付をぜひすべきだと思うけれども、いかがでしょうか。

(山田教育長) 私も就任してまだ1週間ほどしかたっておりませんが、この話を加納委員から伺いまして、少し法律的な勉強もさせてもらいました。確かに、これは法的に言うと、学校教育法の施行規則に二部授業という形で位置づけられております。したがって、今年度はもう始まりましたが、実際にそのことをすべて理解できるかどうか別にして、教科書を配ることについて前向きに検討させていただきます。

ただ、今年度は始まっておりますので、いつからとは今ここではお約束できませんけれども、少し検討させてもらって対応させていただきたいと考えております。

(加納委員) それは、配付はする、したがって、いつから配付するかはこれから検討しますということですか。

(山田教育長) 配付をさせていただく方向で少し調整させてください。今の段階では、明確にお答えできませんけれども、その方向で検討させていただくことで御理解いただきたいと思います。

(加納委員) この法律を見ると、これは明らかに違法ですよ。法解釈はさまざまありますので。そういった部分ではこれをこのままほうっておいてはまずいと思うのです。したがって、このやりとりで時間を食ってもばかばかしい話だから、教科書の配付をする、そのための調整に入るといっていいのですか。

(山田教育長) そのとおりでございます。

(加納委員) 細かいことを言うと時間がないから、あえて言いませんけれども、これはしっかりとやるべきだと思います。無償配付をするということになっているのだから。個別の問題はいっぱいあるけれども、やはり義務教育課程に入って9教科を勉強しているのに、その9教科を勉強する教材が自分たちは持てない。全日制の外国籍の方は持っているわけです。横浜だけが配っていない。これはおかしいから、しっかり検討しながら、いつ配付するかということも含めて進めていただきたいと思います。

それからもう一点、定員8名の問題についてもいろいろ言いたいだけけれども、時間的な制約が一応あるので、定員8名についてもしっかり検討していただきたいと思います。

それから、こういう学校があるということを引きちゃんと広報に載せてあげてもらいたい。2月時点で35名の生徒がいて、今は卒業生を含めると半分に減っていると思うのだけれども、過去3年間のデータやいそしぎ等を見たりすると、ストレートに夜間学級にたどりついていない。いろいろな状況下で、えっ、そんな学校があったのという形で、ほとんどの子がここに入学している。したがって、先ほど冒頭に読ませていただいた71歳や、あるときは90歳ということをお聞きしていますが、それからベトナムやいろいろな外国人の人たちが勉強するためにやっとたどり着いた夜間中学。それを横浜市は大変ありがたいことに、全国でも先進的に開いていただいている。だからそういった部分では、どうか、そういう学校があるということをもっとPRしていただきたいと思います。全国で見ると、一部以外は、各学校の判断が一つあるけれども、ほとんどがホームページ等で発信されている。横浜市だけですよ。これについても検討していただけないか。

(山田教育長) 私も夜間学級の件について、本市のホームページを少し引いてみましたが、載っていないということでご

ざいますので、横浜市の学校教育の仕組みとして、中学校の夜間学級もありますと、ホームページ上でアップさせていただきたいと考えております。

(加納委員) 最後です。本当は、もっと細かく議論したいのです。定員数の問題やら専門教諭の問題やら、今言ったPRの問題やら、国や県や市が出しているお金の問題やら。それから先生がすごく頑張っている。そういった部分では、もっともっと細かくしっかり議論したいのですけれども、もうこの辺で終わりますが、しっかりと学ぼうとしている人たちに光を当てていただきたいし、その方たちが学んだことによって今後の人生が大きく変わるわけですから、その大事な事業を横浜市は本当に一生懸命にやってくれているわけですから、もう一步深く見ていただいて、今私が指摘したもの、それから冒頭幾つかの要望をお話しさせていただきましたけれども、これにより具体的にまた議論していただき、学ぶ権利、教育を受ける権利があるわけですから、どうかその辺り、しっかり進めていただきたい。
